



2023年6月30日

各 位

会 社 名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠登史
(コード番号 6706 東証プライム市場)
問合せ先 (取締役常務執行役員 浅井 貴史)
(TEL. 03 - 3216 - 1671)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、2023年6月30日付で関東財務局に提出いたしました2023年3月期の内部統制報告書におきまして、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではない旨を記載いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社及び連結子会社は当事業年度の決算業務の過程において、下記の誤りがあることが判明し、決算の確定までに時間を要したため、「2023年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を修正いたしました。

これらは、決算・財務報告プロセスの内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

(決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備)

(1) 海外連結子会社の清算に伴う会計処理の誤り

①貸倒引当金の過大計上

清算が決定していた海外連結子会社に対して当社から実行している貸付金について、清算を前提としたとしても財政状態を鑑みた場合、結果として貸倒引当金の計上が不要でありましたが、認識の誤りにより当社の貸倒引当金が過大に計上されておりました。このリスクを低減する統制活動として、貸倒引当金に関するワークシートにて検討事項のチェックを行っておりましたが、ワークシートには清算が決定した海外連結子会社に対する債権回収可能額の算定方法に関する記述がありませんでした。

②固定資産の減損損失計上に関する会計処理の誤り

清算が決定していた海外連結子会社における固定資産の減損損失の認識の判定プロセスにおいて現地の正味売却価額の算定における専門的知識及び検証の不足により、固定資産の減損損失の金額に誤りがあり、決算スケジュールも遅延する結果となりました。このリスクを低減する統制活動として、固定資産の減損に関するワークシートにより検討事項のチェックを行っておりましたが、ワークシートには清算が決定した海外連結子会社において認識の判定プロセスに進んだ場合の実施事項の記述がありませんでした。

①及び②のいずれにおいても会社の清算という環境を想定したチェックリストが未整備であったこと及び当社のモニタリングプロセスが十分に機能しなかったことによって生じたものと評価しております。

(2) 当社及び国内連結子会社の固定資産の減損損失計上に関する会計処理の誤りまたは決算作業の遅延

当社及び国内連結子会社における固定資産の減損認識の判定プロセスにおいて割引前将来キャッシュ・フロー計算に必要な事業計画の内容や正味売却価額の妥当性の検証が十分にされておらず、結果として当社については減損損失を計上するまでには至りませんでした。国内連結子会社につき固定資産の減損損失の金額に誤りがございました。また、これらの検討時間を確保したために、決算スケジュールが遅延する結果となりました。

このリスクを低減する統制活動として、固定資産の減損に関するワークシートの活用や連結決算時に国内連結子会社から提供された決算資料を当社がチェックリストに基づき精査を行っていましたが、ワークシート及びチェックリストに認識の判定プロセスに進んだ場合の実施事項の記述がありませんでした。

これらは会計基準に沿った運用が出来ているかを確認する当社のモニタリングプロセスが十分に機能しなかったことによって生じたものと評価しております。

(3) 当社の消費税に関する誤り

当社の長期工事に関する一部の案件で旧税率を適用すべきものについて、システムの仕様上、調整が必要でありましたが、当該調整の一部が不足しておりました。このリスクを低減する統制活動として、消費税額の理論値を計算した上で検算を行う統制活動が必要でありましたが、整備されておりました。

これはあるべき税率を利用した検算を実施することで調整漏れを適時に識別する検証項目が、当社において適切に整備できていなかったことによって生じたものと評価しております。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

上記事実の判明は、当事業年度末日以降であったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、当社及び連結子会社において下記を含む再発防止策を講じて内部統制の整備・運用を強化し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

(再発防止策)

(1) 決算・財務報告プロセスにおける検証機能の強化

- ・連結子会社の清算等の特殊な環境下においてあるべき会計処理や、社内人材の不足する領域について外部専門家から助言を受けられる体制の整備
- ・固定資産の減損の認識において、会計基準に沿ったチェック項目を網羅できるチェックリストの刷新
- ・消費税のあるべき税率を考慮した検算プロセスの確立

(2) 会計処理を適時適切に実施するための人員補強等の体制整備

- ・経理責任者及び実務者の知識向上のため、外部講習会を含めた研修参加機会の充実
- ・モニタリングを担当する経理責任者の知識向上のため、外部専門家から適宜助言を受けられる体制整備

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見
無限定適正意見であります。

以 上